

第8章

産業財産権制度の見直しについて

グローバル市場における競争が新興国を含めて激化する中、我が国企業の競争力を持続させていくためには、イノベーションを促進し、新たな技術や産業を生み出すための環境を整備することが必要である。

本章では、近年行われた産業財産権制度の見直しを紹介するとともに、現在検討されている新たな産業財産権制度について紹介する。

1 近年行った産業財産権制度の見直し

知的財産の適切な保護及び活用により我が国のイノベーションを促進するため、また、知的財産権に関する国際的な制度調和等を実現するため、以下の(1)～(3)を柱とした「特許法等の一部を改正する法律案」を2015年3月13日に閣議決定し、第189回通常国会に提出した。同法律案は、同年7月3日に可決・成立し、7月10日に平成27年法律第55号として公布され、2016年4月1日に施行された。

(1)職務発明制度の見直し

研究者の研究開発活動に対するインセンティブの確保と、企業の競争力強化をともに実現するため、職務発明制度について、以下のように改正を行った。

- ①権利帰属の不安定性を解消するために、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等に特許を受ける権利を取得させることを定めたときは、その特許を受ける権利は、その発生した時から使用者等に帰属する。
- ②従業者等は、特許を受ける権利等を取得等させた場合には、相当の金銭その他の経済上の利益を受ける権利を有する。
- ③経済産業大臣は、発明を奨励するため、産業構造審議会の意見を聴いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針を定める。

③に基づき、2015年9月より、産業構造審議会知的財産分科会特許制度小委員会にお

いて、相当の金銭その他の経済上の利益の内容を決定するための手続に関する指針案について審議が行われ、2016年2月に同分科会にて了承された。同指針は、同年4月22日に、経済産業省告示として公表された。

(2)特許料等の改定

知的財産権の取得・維持等に係る企業等の負担を軽減し、知的財産権の利用拡大を通じた企業競争力及び経済活性化を図るべく、以下のように特許料等の見直しを行った。

- ①特許料及び特許出願料について、10%程度引き下げ。
- ②商標の設定登録料を25%程度、更新登録料を20%程度引き下げ。
- ③特許協力条約に基づく国際出願の調査手数料等について、日本語及び外国語別に料金設定を行う体系に改め、それぞれ手数料の具体額を設定。

2-8-1 図 主な料金改定一覧

＜特許関連＞

	改定前	改定後
特許出願料	15,000 円	14,000 円
特許料（第1年～第3年まで毎年）	2,300 円 + 請求項の数 × 200 円	2,100 円 + 請求項の数 × 200 円
特許料（第4年～第6年まで毎年）	7,100 円 + 請求項の数 × 500 円	6,400 円 + 請求項の数 × 500 円
特許料（第7年～第9年まで毎年）	21,400 円 + 請求項の数 × 1,700 円	19,300 円 + 請求項の数 × 1,500 円
特許料（第10年以降毎年）	61,600 円 + 請求項の数 × 4,800 円	55,400 円 + 請求項の数 × 4,300 円

＜商標関連＞

	改定前	改定後
設定登録料（10年分）	区分数 × 37,600 円	区分数 × 28,200 円
更新登録料（10年分）	区分数 × 48,500 円	区分数 × 38,800 円

＜国際出願手数料関連＞

	改定前	改定後	
		日本語	外国語
調査手数料及び送付手数料	80,000 円	80,000 円	166,000 円
予備審査手数料	26,000 円	26,000 円	58,000 円

(3)特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備

特許法条約 (Patent Law Treaty: PLT) 及び商標法に関するシンガポール条約 (Singapore Treaty on the Law of Trademarks: STLT) は、各国で異なる国内出願手続の統一化及び簡素化を進める条約であり、両条約に加入すべく、以下のように国内法における所要の規定の整備を行った。

①特許法について、外国語書面等の翻訳文を所定の期間内に提出することができなかつたときは、特許庁長官が通知をするとともに、

その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその翻訳文を提出することができるものとする等、特許法条約の実施のための規定の整備。

②商標法について、出願時の特例の適用を受けるための証明書を所定の期間内に提出することができなかつたときは、その期間が経過した後であっても、一定の期間内に限りその証明書を提出することができるものとする等、商標法に関するシンガポール条約の実施のための規定の整備。

Column 28

職務発明制度の見直しを受けた支援体制

職務発明制度の見直しを含む「特許法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第55号）が2015年7月10日に公布され、2016年4月1日に施行されました。特許庁・INPITでは、この職務発明制度の早期定着に向けて様々な取組を実施しています。本コラムでは、その一部をご紹介します。

○説明会の開催

改正法の成立・公布を受けて、平成27年度特許法等改正説明会を2015年8月から全国の主要都市において開催しました（21か所・26回）。また、改正特許法第35条第6項に基づく職務発明ガイドライン案がとりまとめられたことを受けて、その概要に関する説明会を2016年1月から全国の主要都市において開催しました（6か所・7回）。

上記説明会は全日程終了しておりますが、講義内容のビデオ、資料については特許庁ウェブサイトよりご覧いただけます。

平成27年度特許法等改正講義ビデオ：

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_tokkyo_video.htm

職務発明ガイドライン案説明ビデオ：

http://www.jpo.go.jp/torikumi/ibento/ibento2/h27_syokumu_video.htm

○知財総合支援窓口における相談対応

職務発明規程とは、社内での職務発明の取扱いを定めるもので、具体的には、従業員（発明者）に与えるインセンティブ（「相当の利益」）の内容等を規定します。この職務発明規程の導入により、従業員の発明のインセンティブを高めるメリット（内部効果）とともに、研究開発に力を入れる企業として信頼度が増す、大学や企業との共同研究もスムーズにいく等のメリット（外部効果）が生まれます。しかしながら、職務発明規程を設けている中小企業は、約20%にとどまります。

知財総合支援窓口では、法改正を受けて、職務発明規程に関する支援を強化しています。職務発明に関する基本的な質問・相談に応じるとともに、専門家（弁理士、弁護士等）によるアドバイスを通じた職務発明規程の整備・導入の支援も行っております。全国47都道府県にある相談窓口でご相談が受けられるほか、窓口支援担当者や専門家（弁理士、弁護士等）が貴社を訪問して支援することも可能です。

■ 最寄りの「知財総合支援窓口」へご相談ください



■ ご希望に応じ、支援担当者や専門家が御社を訪問します



支援内容の例

● 職務発明に関する基本的な質問・相談への説明

- ・職務発明とはそもそも何？
- ・職務発明規程導入のメリットは？
- ・参考になる資料があれば教えてください。
- ・法改正の内容は？

● 職務発明規程導入に関する具体的な支援

- ・職務発明規程の策定にあたり、どのようなポイントを盛り込んだらよいの？
- ・職務発明規程を導入する際に、社内でのどのような書類等を整備する必要があるの？
- ・「相当の利益」を検討するにあたって参考になる資料はある？
- ・職務発明規程導入後に運用していくにあたり、社内でのどのような説明・教育を実施することが効果的？

知財総合支援窓口：全国共通ナビダイヤル 0570-082100

知財ポータル <http://chizai-portal.jp/>

2 新たな産業財産権制度の検討

(1) TPP協定の国内実施のための産業財産権制度の検討

2016年2月、環太平洋パートナーシップ協定（TPP協定）が署名された。本協定は、アジア太平洋地域における高い水準の自由化を目標とし、物品市場アクセスやサービス貿易のみならず、知的財産分野等の非関税分野についても、締約国間の共通ルールを策定するものである。本協定の署名を受け、本協定の実施を確保するための必要な措置の検討を行った。

具体的には、

①特許出願前に自ら発明を公表した場合等に、その公表によって新規性が否定されないとする新規性喪失の例外期間を6月から1年

に変更すること（特許法）、

②出願から5年又は審査請求から3年のいずれか遅い日以後に特許権の設定登録があった場合に、特許期間を延長できる制度を導入すること（特許法）、及び、

③商標の不正使用に係る法定損害賠償制度を導入すること（商標法）

の3点につき、2016年2月に、産業構造審議会知的財産分科会にて、審議を行った。当該審議を踏まえ策定した特許法の改正案及び商標法の改正案を含む、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が、2016年3月8日に閣議決定され、同日、第190回通常国会へ提出された。